



# 令和5年度 足立労働基準監督署の取組

～一人ひとりが光輝く働き方をめざす TOKYOへ～



## I 管内の概況

当署は足立区、荒川区を管轄し、両区の面積は約 63 平方km、人口は約 91 万人で、管内のほぼ中央に荒川、足立区と荒川区の境に隅田川、足立区と葛飾区の境に中川が流れており、北部の埼玉県との境界も河川に接しています。

交通網は、管内南部をJR常磐線・山手線・京浜東北線、東京メトロ千代田線・日比谷線、京成本線、都電荒川線が走り、中央を東武伊勢崎線（スカイツリーライン）が走っていますが、平成 17 年に首都圏新都市鉄道つくばエクスプレス、平成 19 年に東京都交通局日暮里・舎人ライナーが東武伊勢崎線を挟んで南北方向に開通しました。これらの路線の多くが乗り入れている北千住駅は、1 日の利用者数が 20 万人を超える都内有数の駅となっています。

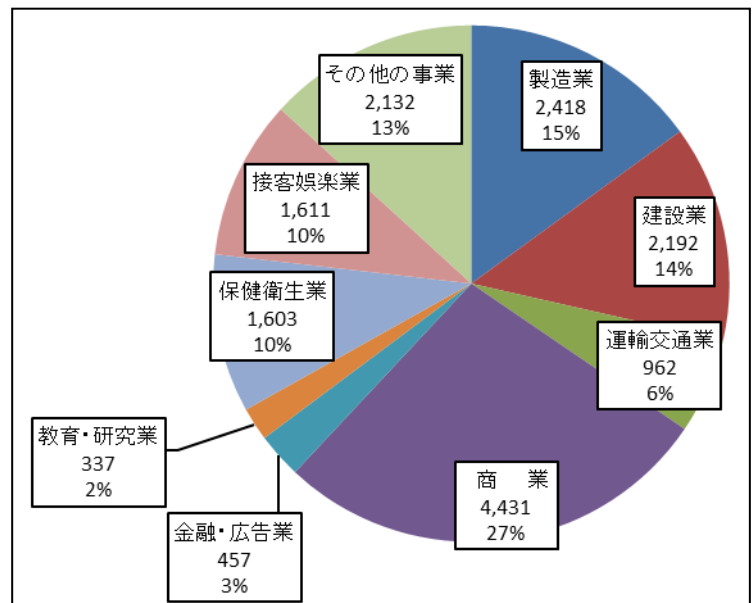
## II 管内の産業

管内の適用事業場数は約 1 万 6 千、労働者は約 26 万人です。

河川や日光街道等交通の便が良いことから、古くから、化学工業、木材合板製造業、金属製品製造業、印刷・製本業、繊維製品製造業などが発達してきましたが、昭和 40 年代以降は他県や国外に移転するなどにより製造業が減少しています。

最近では、日暮里・南千住地区、西新井・新田地区に高層マンションを中心とした大規模再開発や大学開設（東京芸術大学 千住キャンパス、東京未来大学、帝京科学大学 千住キャンパス、東京電機大学 東京千住キャンパス、東京都立大学 荒川キャンパス、文教大学 東京あだちキャンパス）が進んでいます。

＊業種別適用事業場数＊



「総務省統計局『経済センサス基礎調査』（平成 26 年）の調査票情報を独自集計したもの」

管内の適用事業場を産業別に見ると、卸売・小売業等の商業が 27% を占めており、次いで、製造業 15%、建設業 14% となっています。また、全体の 76% の事業場が労働者 10 人未満の小規模零細事業場です。

足立労働基準監督署からのお知らせは、こちら

[https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news\\_topics/kantokusho\\_oshirase/adachi/adachi.html](https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news_topics/kantokusho_oshirase/adachi/adachi.html)



### Ⅲ 課題と対策

#### 1 「働き方改革」の推進及び長時間労働の抑制・過重労働による健康障害の防止

「働き方改革」における長時間労働の是正については、「働き方改革実行計画」において、その取組強化が盛り込まれ、政府全体で取り組んでいるところですが、当署管内においても、長時間労働に起因する脳・心臓疾患、精神疾患の健康障害が発生していることから、引き続き、長時間労働の抑制や過重労働による健康障害防止対策を推進します。

##### <取組>

- ① 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止に係る指導の徹底
- ② 中小企業及び適用猶予業種等に対する改正労基法等の周知徹底及び支援
- ③ 36 協定適正化に係る窓口指導及び 36 協定未届事業場への対応
- ④ 改正労働安全衛生法の周知・指導及び産業保健活動の活性化

#### 2 法定労働条件の確保、適正な労働条件の整備等

令和4年の申告件数は160件と前年の114件から40%増加しました。令和2年までは減少傾向にありましたが、令和3年から反転して増加傾向となり、令和4年は大幅増となりました。立替払の認定申請件数も令和2年までは減少傾向にありましたが、令和3年から増加傾向となり、令和4年は大幅増となりました。令和4年の申告受理件数160件の内訳として、賃金不払関連が146件、解雇関連が25件と、前年に引き続き大きなウエートを占めています。今後も申告事案等について迅速な対応を図るほか、以下の事項に重点的に取り組めます。

##### <取組>

- ① 情報があった事業場に対する積極的な監督指導の実施
- ② 自動車運転者、外国人労働者、障害者、介護労働者の労働条件の確保・改善
- ③ 最低賃金の周知・履行確保
- ④ 賃金引き上げに向けた環境整備・同一労働同一賃金の遵守の徹底に向けた取組への対応

##### \* 申告受理件数の推移 \*

|      | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 | 31年 | 2年  | 3年  | 4年  |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 受理総数 | 237 | 204 | 225 | 208 | 145 | 107 | 114 | 160 |
| 賃金不払 | 196 | 164 | 193 | 123 | 122 | 82  | 101 | 146 |
| 解雇   | 39  | 40  | 34  | 35  | 28  | 18  | 18  | 25  |

##### \* 未払賃金立替払制度の運用状況 \*

|       | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 | 31年 | 2年 | 3年 | 4年 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 申請企業数 | 15  | 8   | 13  | 10  | 11  | 4  | 5  | 14 |
| 認定企業数 | 11  | 4   | 8   | 14  | 7   | 8  | 7  | 11 |

※ 認定企業数は前年繰越を含む

### 3 安全・健康に働ける職場づくりの推進

#### ○労働災害発生状況について（新型コロナウイルス感染症による罹患は除きます。）

令和4年に管内で発生した休業4日以上死傷災害は762人で、前年と比べて81人（約12%）の増加となりました。

業種別では、小売業が95人（約12%）、陸上貨物運送事業94人（約12%）、製造業が84人（約11%）、社会福祉施設が84人（約11%）、建設業が75人（約10%）と上位を占めています。また、死亡災害は、6人（製造業1人、建設業で3人、商業1人、清掃・と畜業1人）となっています。

事故の型別では、転倒が194人（約25%）、動作の反動・無理な動作が140人（約18%）、転落・転落が126人（約17%）と上位を占めています。

#### ○第14次労働災害防止計画について

当署では、東京労働局で策定した「第14次東京労働局労働災害防止計画」を踏まえ、「第14次足立労働基準監督署労働災害防止計画」を策定し、当該計画に基づき、各種労働災害防止対策を推進します。

基本目標として、令和4年と比較して、死傷災害（新型コロナウイルス感染症による罹患を除く）を令和9年までに5%以上減少させることとしています。また、死亡災害は、2人以下とすること及び熱中症による死亡災害を発生させないことを目標としています。

#### <取組>

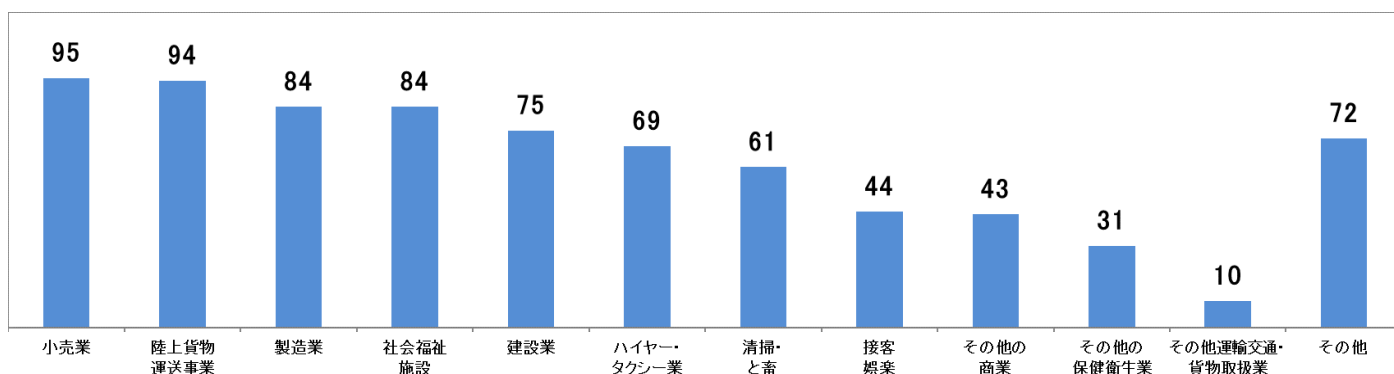
##### （1）労働者の安全を確保するための対策について

- ① 労働者の作業行動に起因する労働災害の防止対策の推進
- ② 高年齢労働者の安全と健康確保のための取組の推進
- ③ 製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれなど災害の防止対策の推進
- ④ 建設業における墜落・転落災害の防止対策の推進
- ⑤ 陸上貨物運送事業における荷役作業時の災害の防止対策の推進

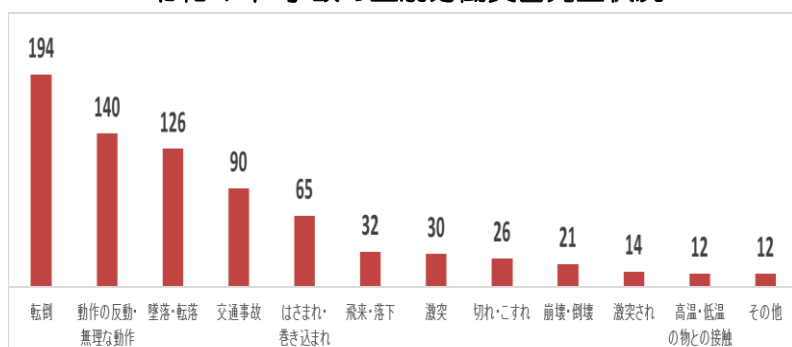
##### （2）労働者の健康を確保するための対策について

- ① 過重労働による健康障害防止対策及びメンタルヘルス対策の推進
- ② 石綿による健康障害防止対策の推進
- ③ 化学物質による健康障害防止対策の推進
- ④ 職場における腰痛予防対策の推進
- ⑤ 職場における熱中症予防対策の推進

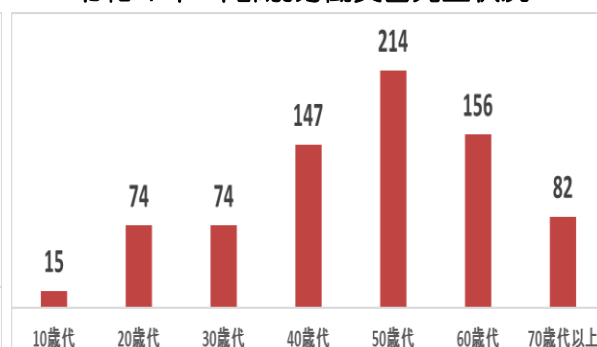
令和4年 業種別労働災害発生状況



令和4年 事故の型別労働災害発生状況



令和4年 年齢別労働災害発生状況



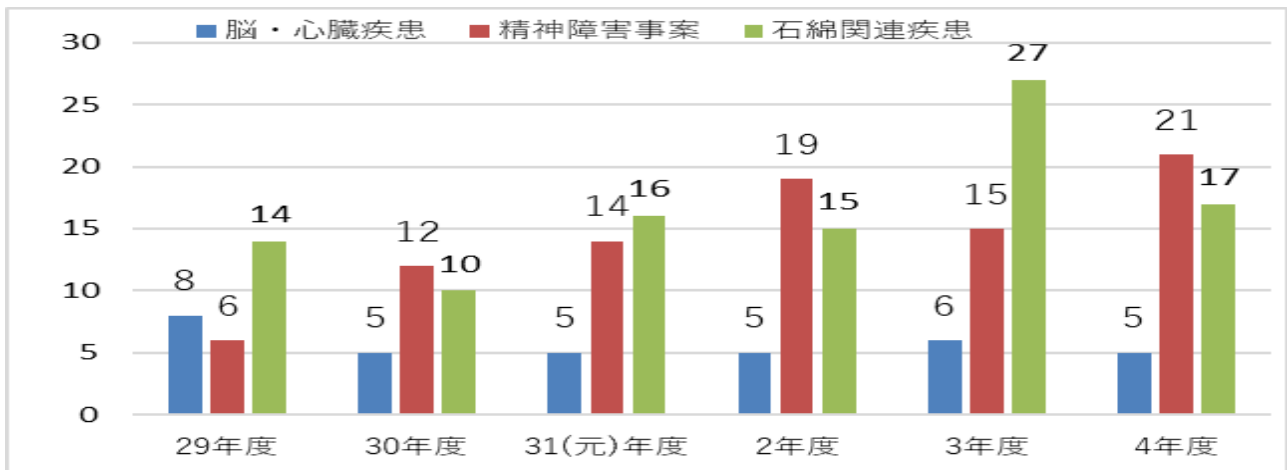
## 4 迅速・適正な労災補償の実施

労災保険は、業務上又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して被災労働者やその遺族のために必要な保険給付を行う制度です。なお、令和4年度における脳・心臓疾患事案等の請求件数については、脳・心臓疾患事案5件、精神障害事案21件、石綿関連疾患17件で、労災保険給付請求について迅速・適正な処理が求められています。

### <取組>

- ① 労災補償業務の適正な事務処理の徹底及び長期末決事案の発生防止
- ② 新型コロナウイルス感染症の迅速・的確な労災認定
- ③ 過労死等事案に係る的確な労災認定
- ④ 石綿関連疾患に係る的確な労災認定

脳・心臓疾患、精神障害及び石綿関連疾患に係る労災請求件数



労働基準監督署への届出等の様式は、こちら

[https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/hourei\\_youshikishu.html](https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/hourei_youshikishu.html) →



電子署名等が不要になり、さらに便利になった電子申請は、こちら

<https://shinsei.e-gov.go.jp/> →



〒120-0026 東京都足立区千住旭町4-21 足立地方合同庁舎4階

### 足立労働基準監督署

(管轄 足立区・荒川区)

|                  |              |
|------------------|--------------|
| 方面（賃金・労働時間等労働条件） | 03-3882-1188 |
| 安全衛生課（労働安全衛生）    | 03-3882-1190 |
| 労災課（労働保険・労災給付）   | 03-3882-1189 |
| 総合労働相談コーナー       | 03-6684-4573 |